

26消安第4090号
26農会第806号
平成26年11月28日

関係団体等の長 殿

農林水産省消費・安全局長

農林水産省農林水産技術会議事務局長

「農林水産大臣がその第二種使用等をする者の行う事業を所管する遺伝子組換え生物等の第二種使用等に係る拡散防止措置の確認の申請について」の一部改正について

薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）の施行に伴い、「農林水産大臣がその第二種使用等をする者の行う事業を所管する遺伝子組換え生物等の第二種使用等に係る拡散防止措置の確認の申請について」（平成16年10月20日付け16消安第5284号消費・安全局長、農林水産技術会議事務局長通知）の一部を別紙のとおり改正しましたので、御了知願います。

(別紙)

「農林水産大臣がその第二種使用等をする者の行う事業を所管する遺伝子組換え生物等の第二種使用等に係る拡散防止措置の確認の申請について」(平成16年10月20日付け16消安第5284号消費・安全局長、農林水産技術会議事務局長通知) 一部改正新旧対照表
(下線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>第2 確認申請の手続等に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学識経験者による拡散防止措置の評価</p> <p>申請に係る確認を行うに当たっては、拡散防止措置に関し専門の学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴くこととする。</p> <p>また、農林水産技術会議事務局長は、拡散防止措置の有効性を評価するために、学識経験者で構成する会議を開催することとする。</p> <p>なお、動物用医薬品及び動物用再生医療等製品に係る拡散防止措置の有効性の評価は、薬事・食品衛生審議会生物由来技術部会動物用組換えDNA技術応用医薬品調査会(以下「調査会」という。)で行う。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>第2 確認申請の手続等に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学識経験者による拡散防止措置の評価</p> <p>申請に係る確認を行うに当たっては、拡散防止措置に関し専門の学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴くこととする。</p> <p>また、農林水産技術会議事務局長は、拡散防止措置の有効性を評価するために、学識経験者で構成する会議を開催することとする。</p> <p>なお、動物用医薬品に係る拡散防止措置の有効性の評価は、薬事・食品衛生審議会生物由来技術部会動物用組換えDNA技術応用医薬品調査会(以下「調査会」という。)で行う。</p> <p>3～5 (略)</p>